平成２３年（フ）第５９７１号
大阪府豊中市庄内幸町３丁目18番10号
債務者　湯川万亀子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９８４号
大阪府吹田市豊津町13番17―702号
債務者　西辻真奈美
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０１２号
大阪府枚方市樋之上町９番５―602号
債務者　西村　多惠
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０９７号
大阪府枚方市中宮本町６―17―304、住民票上の住所大阪府枚方市宮之下町１番11号
債務者　水原優香里
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１９１号
大阪府東大阪市衣摺４丁目22番１号　ハイツ小川301号
債務者　木下　友実
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２７９号
大阪市西区安治川２丁目４番１号
債務者　藤本　寿美（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３３６号
大阪市淀川区野中南２丁目６番４号　十三文化Ｈ５号
債務者　田中　鉄夫
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３８５号
大阪府茨木市大池２丁目11番８号
債務者　青山　一人
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４０９号
大阪市東淀川区瑞光２丁目３番１―308号
債務者　大西　孝次
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４２８号
大阪市平野区瓜破２丁目６番15―202号
債務者　寺田　禎文
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４６２号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号、前住所大阪市城東区関目２丁目18番５―502号
債務者　新井　英子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５０２号
大阪市住吉区苅田４丁目８番３―201号
債務者　大西　麻衣（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５０３号
大阪市城東区蒲生３丁目15番12―404号
債務者　長井　寿恵
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５０６号
大阪市平野区長吉長原１丁目２番47号　ハイツコーセー201号、前住所大阪市平野区加美正覚寺１丁目19番15号
債務者　佐野ハルミ
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５０８号
大阪府東大阪市出雲井本町２番９―304号
債務者　向井　紀子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５１２号
大阪府東大阪市東鴻池町５丁目７番50号
債務者　眞榮城浩行
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５１７号
大阪市城東区天王田16番28―202号、前住所大阪府枚方市御殿山南町３番58―408号
債務者　郷原　義信
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５６号
岡山県浅口郡里庄町大字新庄3627番地９
債務者　黒住　保典
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係